

福岡県公報

平成29年4月18日
第3885号

目次

告示 (第326号 - 第327号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 2
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 2
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 2
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 2
- 平成29年度狩猟免許試験及び狩猟者講習の実施 (畜産課) 3

告示

福岡県告示第326号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年4月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
福岡	県道	猪野線 篠栗線	前	糟屋郡久山町大字久原170番2先から 糟屋郡久山町大字久原2062番3先まで	8.1 ～ 35.5	1,933.9	うち県道福岡直方線重用延長1,031.9メートル
			前	糟屋郡久山町大字久原170番2先から 糟屋郡久山町大字久原2062番3先まで	10.0 ～ 31.4	1,575.0	
			後	糟屋郡久山町大字久原170番2先から 糟屋郡久山町大字久原2062番3先まで	8.1 ～ 35.5	1,933.9	うち県道福岡直方線重用延長1,031.9メートル
			後	糟屋郡久山町大字久原170番2先から 糟屋郡久山町大字久原2062番3先まで	10.0 ～ 39.2	1,575.0	

福岡県告示第327号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年4月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年4月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
----------	-----	---------

福岡	猪野線 篠栗	糟屋郡久山町大字久原170番2先から 糟屋郡久山町大字久原2062番3先まで
----	-----------	-------------------------------------------

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年4月18日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) 古賀商業施設
- (2) 所在地 古賀市高田土地区画整理事業9街区22画地 他

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年4月18日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サンリブのおがた

(2) 所在地 直方市大字知古756番2 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年4月18日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

中間市朝霧四丁目1276番

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

宮若市龍徳118-4

株式会社オカモトメディカルグループ

代表取締役 岡本 直

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年4月18日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画区域区分の変更（平成29年3月30日福岡市告示第72号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年4月18日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画用途地域の変更（平成29年3月30日福岡市告示第73号）

公告

平成29年度狩猟免許試験及び狩猟者講習を次のように実施する。

平成29年4月18日

福岡県知事 小川 洋

1 狩猟免許試験の期日及び場所

期 日	場 所		所 管
	所 在 地	会 場	
平成29年6月29日 (木曜日)	福岡市中央区赤坂一丁目8-8	福岡県福岡西総合庁舎	福岡県福岡農林事務所
	北九州市八幡西区則松三丁目7-1	福岡県八幡総合庁舎	福岡県八幡農林事務所
	行橋市中央一丁目2-1	福岡県行橋総合庁舎	福岡県行橋農林事務所
平成29年7月27日 (木曜日)	朝倉市甘木2014-1	福岡県朝倉総合庁舎	福岡県朝倉農林事務所
	飯塚市有安830-3	庄内公民館	福岡県飯塚農林事務所
	筑後市大字和泉606-1	福岡県筑後農林事務所	福岡県筑後農林事務所
平成29年8月20日 (日曜日)	飯塚市有安830-3	庄内公民館	福岡県飯塚農林事務所
平成30年1月21日 (日曜日)	朝倉市甘木2014-1	福岡県朝倉総合庁舎	福岡県朝倉農林事務所

2 受験資格者並びに試験科目及び試験時間

(1) 受験資格者

福岡県内に住所を有する者で、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第40条に規定する免許の欠格事由に該当しないもの
 なお、年齢については、銃猟免許にあっては試験当日20歳以上、網猟免許及びわな猟免許にあっては試験当日18歳以上の者

(2) 試験科目及び試験時間

区 分	試 験 科 目	試 験 時 間
	課 題	
知識試験	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する知識について	午前9時30分～午前11時00分
適性試験	視力、聴力及び運動能力について	午前11時00分～午後0時30分
技能試験	猟具の操作、距離の目測（網猟、わな猟免許を除く。）及び鳥獣の判別	午後1時30分～午後5時00分

3 狩猟者講習の期日及び場所

期 日	会 場 所 在 地	会 場 名
平成29年7月5日 (水曜日)	八女市黒木町今1314-1	八女市黒木総合支所
平成29年7月6日 (木曜日)	朝倉市甘木198-1	ピーポート甘木
平成29年7月7日 (金曜日)	飯塚市仁保8-30	筑豊ハイッ
平成29年7月12日 (水曜日)	みやま市高田町濃施14	まいピア高田
平成29年7月12日 (水曜日)	行橋市中央一丁目2-1	福岡県行橋総合庁舎
平成29年7月20日 (木曜日)	北九州市八幡西区則松三丁目7-1	福岡県八幡総合庁舎
平成29年7月24日 (月曜日)	福岡市博多区吉塚本町13-50	福岡県吉塚合同庁舎
平成29年8月27日 (日曜日)	北九州市八幡西区則松三丁目7-1	福岡県八幡総合庁舎

4 受講資格者並びに講習科目及び講習時間

(1) 受講資格者

平成26年度において狩猟免許試験又は狩猟者講習を受けて狩猟免許を取得している者で、福岡県内に住所を有し、かつ、当該免許の更新を受けようとするもの（一種の免許について受講資格を有するものは、有効期限の異なる他種の免許についても、受講資格を有する。）

なお、認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であって環境省令で定める方法により狩猟について必要な適性を有することが確認されたものについては、適性試験を免除する。

(2) 適性検査、講習科目及び時間

講 習 科 目	講 習 時 間
視力、聴力及び運動能力の適性検査	午前9時00分～午前10時00分
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令並びに鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する知識	午前10時00分～午後1時00分
鳥獣の判別	
猟具の取扱い	

5 受験又は受講の申込方法

(1) 受験又は受講の希望者は、狩猟免許申請書又は狩猟免許更新申請書に必要事項を記入し、次に掲げるものを添えて、下記で定める申込期間内に申請者の居住地を所管する農林事務所に申し込むこと。なお、各申請書類は、必ず黒のボールペン（消えないもの）で記入すること。

ア 写真（申込前6月以内に撮影した上三分身、無帽、正面向き、縦3.0センチメートル横2.4センチメートルのもの）を貼った受験票又は受講票（用紙は、各農林事務所及び猟友会支部で交付する。）

イ 次に掲げる者でないことを証明する医師の診断書（申請日前3か月以内のものとする。また、申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可の写しを添付している場合を除く。）

(ア) 統合失調症にかかっている者

(イ) そう鬱病（そう病及び鬱病を含む。）にかかっている者

(ウ) てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）にかかっている者

(エ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気（ア）からウ）までに掲げるものを除く。）にかかっている者

(オ) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

(カ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（ア）からオ）までに該当する者を除く。）

ウ 狩猟免許申請手数料（5,200円（試験の一部を免除される者にあつては3,900円）。2種以上受験しようとする者は1種ごとに5,200円（試験の一部を免除される者にあつては3,900円）を加算のこと。）又は狩猟免許更新申請手数料（2,900円。2種以上を受講しようとする者は1種ごとに2,900円を加算のこと。）

なお、各手数料は、福岡県領収証紙で納付すること。

（販売所一覧：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kkaikei.html>）

(2) 狩猟免許は、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許の4種であり、狩猟免許申請書又は狩猟免許更新申請書は、各種ごとに提出すること。

ア 網猟免許は、網を使用する法定猟法により狩猟をする者を対象とする。

イ わな猟免許は、わなを使用する法定猟法により狩猟をする者を対象とする。

ウ 第一種銃猟免許は、装薬銃を使用する猟法により狩猟をする者を対象とする。（ただし、第一種銃猟免許を受けた者は、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する猟法により狩猟をすることができる。）

エ 第二種銃猟免許は、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する猟法により狩猟をする者を対象とする。

【実施期日、会場名及び申請期間】

免 許 試 験		
実施期日	会 場 名	申請期間
平成29年6月29日 (木曜日)	福岡県福岡西総合庁舎 福岡県八幡総合庁舎 福岡県行橋総合庁舎	5月22日（月）～6月19日（月）
平成29年7月27日 (木曜日)	福岡県朝倉総合庁舎 庄内公民館 福岡県筑後農林事務所	5月22日（月）～7月14日（金）
平成29年8月20日 (日曜日)	庄内公民館	5月22日（月）～8月8日（火）

平成30年1月21日 (日曜日)	福岡県朝倉総合庁舎	11月1日(水)～1月11日(木)
免 許 更 新 講 習		
実施期日	会 場 名	申請期間
平成29年7月5日 (水曜日)	八女市黒木総合支所	5月29日(月)～6月26日(月)
平成29年7月6日 (木曜日)	ピーポート甘木	5月29日(月)～6月26日(月)
平成29年7月7日 (金曜日)	筑豊ハイツ	5月29日(月)～6月27日(火)
平成29年7月12日 (水曜日)	まいピア高田	5月29日(月)～7月3日(月)
平成29年7月12日 (水曜日)	福岡県行橋総合庁舎	5月29日(月)～7月3日(月)
平成29年7月20日 (木曜日)	福岡県八幡総合庁舎	5月29日(月)～7月10日(月)
平成29年7月24日 (月曜日)	福岡県吉塚合同庁舎	5月29日(月)～7月14日(金)
平成29年8月27日 (日曜日)	福岡県八幡総合庁舎	5月29日(月)～8月17日(木)

6 注意事項

- (1) 試験又は講習の当日の受付は、午前9時00分から同9時30分まで行う。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、試験又は講習を受けることができなくなるので注意すること。
 - ア 試験開始時刻又は講習開始時刻に遅れた場合
 - イ 受験中又は受講中無断で退席した場合
 - ウ 試験又は適性検査を不正な手段によって受け、又は受けさせようとした場合
 - エ 他の者の迷惑になるような行動等をとった場合
- (3) 手数料は、福岡県領収証紙により納付することとし、既納の手数料、申請書等は、いかなる理由があっても返還しない。
- (4) 試験又は講習には、受験票又は受講票及び筆記具を必ず持参すること。

- (5) その他詳細については、福岡県農林水産部畜産課鳥獣対策係又は各農林事務所農山村振興課若しくは農山村・農業振興課に問い合わせること。